

## 水戸市自殺対策計画庁内検討委員会設置要項

(設置)

第1条 水戸市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定を総合的かつ円滑に推進するため、水戸市自殺対策計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長には、保健センター所長をもって充てる。
- 4 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

政策企画課長、行政改革課長、人事課長、財政課長、収税課長、市民生活課長、男女平等参画課長、福祉総務課長、生活福祉課長、障害福祉課長、高齢福祉課長、子ども課長、国保年金課長、商工課長、学校保健給食課長、幼児教育課長、生涯学習課長、総合教育研究所副所長

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 委員会に、第2条に規定する事項の調査及び研究をするため、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議は、次に掲げる課等に属する職員であつて、当該課等の長の推薦を受けた者をもって組織する。

人事課、収税課、市民生活課、男女平等参画課、福祉総務課、生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子ども課、国保年金課、商工課、学校保健給食課、幼児教育課、生涯学習課、総合教育研究所

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部保健センターにおいて行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成30年4月27日から施行する。

この要項は、平成30年5月24日から施行する。